

奈良県附属機関に関する条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県附属機関に関する条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例
(奈良県附属機関に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

(奈良県手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百五十一の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表百九十一の二の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表百九十一の二の二の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年六月十二日から施行する。